

平成27年2月12日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

病院事業特別委員会委員長 上原しのぶ

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成27年1月16日(金)
- 2 派遣場所 市立奈良病院
- 3 調査事件 市立奈良病院（市立奈良病院運営市民会議）について
- 4 派遣委員 上原しのぶ 吉村善明 白本和久 樋口清士 桑原義隆
- 5 概要 別紙のとおり

生駒市議会 病院事業特別委員会視察報告

【視察の目的】

当特別委員会では、「地域の医療連携に関する事項」と「病院開院後の病院運営に対する市民参画に関する事項」についてを、2つのグループに分かれ調査を実施してきており、今回の調査では、「病院開院後の病院運営に対する市民参画に関する事項」について、神奈川県川崎市立多摩病院への調査に引き続き、指定管理者制度を導入した公立の病院で、市民参加型の管理運営体制を構築している市立奈良病院を、本年6月から開院予定である「生駒市立病院」における市民参画などの参考とするため調査する。

市立奈良病院の概要

奈良市は、平成16年12月1日に、独立行政法人国立病院機構から国立病院機構奈良病院（旧国立奈良病院）の経営譲渡を受け、「市民の安全安心を支える、信頼される病院」を基本コンセプトとした「市立奈良病院」を開院した。特に「救急医療」「小児科」「産婦人科」「地域連携」「がん医療」を中心に充実が図られ、中核的医療機関として、市民の多様なニーズに対応している。

同院は、指定管理者制度が採用され、開院の平成16年度から平成25年度までの指定管理申請に、公益社団法人地域医療振興協会のみが応募されたことから、同協会を指定管理者とし、また、指定管理期間が満了する平成25年度には、同協会を非公募により再選定し、改めて平成26年度から平成35年度までを再指定した。現在の利用料金制度は、平成24年度から採用されている。

1 病床数 350床

- 2 診療科目 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科
血液内科 心療内科 糖尿病内科 外科 呼吸器外科
消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科
小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科
耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科
病理診断科 臨床検査科 麻酔科

(院内標榜) 総合診療科 感染制御内科 脳血管内治療科

脳・神経センター 消化器・肝臓病センター
甲状腺外科センター 乳腺センター 四肢外傷センター
網膜硝子体センター

3 人員体制（平成26年1月現在）

(1) 医師職員数

常勤職員116人：非常勤職員38人

(2) 医療技術職員数（薬剤師・診療放射線技師・理学療法士など）

常勤職員106人：臨時職員3人

(3) 看護職員数（助産師・看護師・准看護師など）

常勤職員281人：臨時職員28人

(4) 技能職員数（看護助手・医療技術部助手）

常勤職員10人：臨時職員13人

(5) 事務職員数（事務職員・メディカルクラークなど）

常勤職員47人：臨時職員65人

(6) 保育職員数（保育士）

常勤職員5人：臨時職員4人

常勤職員565人 臨時職員113人 非常勤職員38人 合計716人

4 調査事項

(1) 管理運営組織の設置目的について

● 市立奈良病院運営市民会議

市立奈良病院の運営等に関する協議を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進に資するために、平成17年4月12日に設置された。

● 市立奈良病院等管理運営協議会

市立奈良病院、田原診療所、柳生診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所の施設等の整備及び管理運営に関する重要な事項を協議し、病院等の発展と地域の医療・保健・福祉の向上に資するために、平成17年6月14日に設置された。

(2) 管理運営組織設置の根拠（条例、要綱等）

● 市立奈良病院運営市民会議

市立奈良病院運営市民会議設置要綱で規定

● 市立奈良病院等管理運営協議会

市立奈良病院等管理運営協議会設置要項で規定

(3) 管理運営組織の構成メンバー（その根拠）と人選の方法

● 市立奈良病院運営市民会議の構成メンバー（設置要綱第3条：組織）

行政は、病院運営のノウハウを持っていないため、市民の意見、医師、医療関係者又は、それ以外の様々な意見を広く聴取するために、以下の構成メンバーとし、市長が委嘱（2年）する。

委員は、20人以内で構成され、学識経験者（大学教授2人）、医師又は医療関係者、（奈良市医師会会長、県病院協会理事、県医師会理事3人）、公認会計士（1人）、市民から公募した者（3人）、福祉・保険団体関係者（2人）、その他市長が適当と認める者（3人）となっている。

● 市立奈良病院等管理運営協議会の構成メンバー（設置要項第2条：委員）

市立奈良病院が、田原診療所、柳生診療所、月ヶ瀬診療所及び都祁診療所との広域かつ効果的な運営を行うに当たり、4診療所の運営についても公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者で運営を行っているため、市と指定管理者の双方からの委員で構成する。

委員は、市側から、市長、副市長、消防長、子ども未来部長、保健所長、市民生活部長、指定管理者側から、地域医療振興協会の代表理事、顧問、市立奈良病院の管理者、院長、看護部長、事務部長の12人で構成される。

(4) 管理運営組織の所掌事務と協議結果等の病院運営へのフィードバックの手順（組織体制）及び指定管理者との協定書の中での位置付け

● 市立奈良病院運営市民会議の所掌事務（設置要綱第2条）

市民会議は、市立奈良病院の運営その他市民会議において必要と認められた事項を所掌する。

- ・ 予算、決算報告
- ・ 事業予定、実績報告
- ・ 病院に対する意見、要望

フィードバックの手順及び協定書での位置付けについては、市民会議において集約された意見を「市立奈良病院の管理に関する基本協定書」第18条の規定に基づき、管理運営協議会に諮り、指定管理者は病院運営に反映させるものとする。

● 市立奈良病院等管理運営協議会の協議事項（設置要項第5条）

協議会は、次に掲げる重要事項について、必要に応じて協議する。

- ・ 病院等の規模及び機能に関すること

- ・病院等の施設及び設備に関すること
- ・病院等の予算及び決算に関すること
- ・その他、当協議会の目的を達成するために必要な事項

当協議会は、「市立奈良病院の管理に関する基本協定書」第19条において、「病院の施設等の整備及び管理運営に関する重要な事項を協議するために、奈良市、地域医療振興協会の代表による管理運営協議会を設置するものとする。」と位置付けられている。

(5) **管理運営組織の活動実態（会議の頻度、議題、病院事業への反映（改善等）の実績）**

● **市立奈良病院運営市民会議**

年2回開催

平成19年7月に開催された市民会議において、病院の建て替えの必要性と今後の病院の在り方についての提言を受け、平成20年5月に策定された「市立奈良病院建設基本構想」に基づいて病院建て替えに着手した実績がある。

● **市立奈良病院等管理運営協議会**

年2回開催

(6) **管理運営組織の運用上の問題点、今後の取組方針**

- 市民会議での意見を、管理運営協議会で協議する2層型の管理運営組織となっているが、市民会議の委員に指定管理者側がないことから、市民会議での市民の意見を管理運営協議会で協議する際には、行政側（事務局）からだけの説明となり、実際の市民の思いや考えを直接、指定管理者側に届けることが困難となっている。市民会議への指定管理者側の参加を求めていくことが課題である。

- 平成16年12月から、外部委員を構成員に含む「審議会」、「委員会」、「懇談会」及び「有識者会議」は、設置根拠を市の内部規定による要綱設置とするのではなく、法律や条例により訴訟にも耐えられるような設置根拠を持つようにするため、全市的に見直されているが、市民会議については「懇話会」としての位置付け、また、管理運営協議会については、付属機関と懇談会のどちらでもない内部的な会議として位置付けることの方針を決定した。

【調査による委員の意見】

- 管理運営協議会は、市民参画という観点からは重要であるが、具体的な活用、運営の仕方によって病院経営に与える影響は様々である。奈良市においては、学識者、有識者、市民による市立奈良病院運営市民会議で、病院事業に対する意見や要望の把握を行い、その意見を市と指定管理者による市立奈良病院等管理運営協議会で協議し、病院事業に反映していくという2層型の組織体制を採っているが、指定管理者への直接的な意見伝達、意見交換ができないことが、2層型の組織体制の課題となっている。

生駒市においては、既に基本協定書において、行政、指定管理者、公募市民、医療従事者等により構成する管理運営協議会の設置を規定していることから、1層型の組織体制となることが考えられるが、一方で、条例に基づく病院事業推進委員会が設置されており、併存することとなることから、各会議体の位置付けや役割分担などを整理し、組織編成について検討する必要があると考える。

- 奈良市の市民会議、管理運営協議会は、共に要綱に基づく組織であり、基本協定書において管理運営協議会を設置し、市立奈良病院運営市民会議からの意見を管理運営協議会に諮り反映させることが位置付けられているが、生駒市では、管理運営協議会の位置付けと枠組みのみを基本協定書に定めており、組織運営等の詳細については、別に規定することになっている一方で、病院事業推進委員会が条例に規定される組織となっていることから、各組織の在り方を整理することによって、管理運営協議会を要綱に規定すべきか、条例に規定すべきかを検討する必要があると考える。

- 市立奈良病院運営市民会議の委員の任期は2年で、再任を認めているが、公募市民については、2年ごとに入れ替えが行われている。しかし、生駒市においては、広く多様な市民の声を求めるために公募市民をメンバーとするのであれば、できるだけ多くの意見を聞けるよう定期的に入れ替えることを考えるべきであり、公募市民を再任するに当たっては、公募市民の位置付けを明確にした上で、熟考する必要があると考える。

- 市立奈良病院運営市民会議が設立された当初は、市議会議員も構成メンバーであったが、事前審査とならないよう平成25年8月にメンバーから外れたという経緯があり、生駒市においても同様の理由から審議会等のメンバーから議員は外れている現状ではあるが、「議員」は質疑・質問により病院事業に対する個人的な意見を述べることはできるものの、「議会」として病院事業

をチェックする機会は、条例、予算、決算、契約に係る議案審査の時に限られることから、議案審議だけではなく、適宜、病院事業（管理運営）を評価し、調査課題を設定して調査できる会議体の設置を検討する必要があると考える。

- 奈良市の病院事業に対するニーズの把握は、院内に設置された意見箱への投函や、年に1回病院が実施されるアンケートなどによって行われ、その意見などは、市立奈良病院運営市民会議に報告されているが、広く市民の意見を病院事業に反映するためには、公募市民のみに頼らず、意見提出の多様な方法を持ち、市民から出された意見を活用できる仕組みを整備する必要があると考える。